

お客さま各位

2023年8月4日

岡崎信用金庫

相続発生時における個人ローンの取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫において、個人ローンをご利用中のお客さまが亡くなられた場合において、相続が開始されたことをもって「期限の利益の喪失事由」とは致しませんので、お知らせします。

なお、ご契約済みの個人ローン商品におけるお借入規定等に「亡くなられたことを期限の利益喪失事由」とする旨の記載がされている商品におきましても同様の取扱いと致します。これにより個人ローンにおいて「相続の開始があったこと」のみを理由として一括返済をご請求することはございません。

相続が発生した場合におかれましては、被相続人さまのお取引店舗にご連絡ください。個人ローンの今後のご対応やお手続きについてご相談させていただきます。

以上

＜本件に対するお問い合わせ先＞
岡崎信用金庫 営業店支援第三部
フリーダイヤル 0120-007-678
受付時間 午前9時00分～午後5時00分
(土・日・祝日、12月31日～1月3日を除く)